

◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第309号（H27. 7. 24）◆◆

=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

=目 次=

1. 重大事故等情報＝7件（7月17日～7月23日分）
 - (1) 乗合バスの車内事故
 - (2) 乗合バスの正面衝突事故
 - (3) 乗合バスの火災事故
 - (4) 個人タクシーの死傷事故
 - (5) 法人タクシーの死傷事故
 - (6) 法人タクシーの健康起因事故
 - (7) セミトレーラの酒気帯び運転事故
2. バス輸送（特に高速乗合バス）の安全対策の徹底について
3. 「事業用自動車事故調査報告書」で提言のあった再発防止策への取り組みについて
4. 第10回NASVA安全マネジメントセミナー」開催のご案内
5. 乗合バス車内事故のさらなる防止を目指して！（関東運輸局プレスリリース）
6. 事業用自動車事故調査委員会による調査報告書を公表しました！
7. トラックの保有車両数が5両未満の営業所であっても、運行管理者が選任されていない場合は、行政処分の対象になります！
8. 自動車製作者等が定めた交換期限を超えて定期交換部品を使用すると重大な事故を招くおそれがあります！
9. ブレーキ・ペダルの戻り不良による火災事故にご注意を！
10. ホイール・ベアリングの点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう
11. ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
12. 北陸道高速バス事故を受けた安全対策について
13. 運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
14. 自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
15. 関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
16. 高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
17. 国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！



【1. 重大事故等情報＝7件】（7月17日～7月23日分）

（1）乗合バスの車内事故

7月17日（金）午後1時10分頃、千葉県の市道交差点において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客2名を乗せて運行中、乗客1名が転倒する車内事故が発生した。

この事故により、乗客1名が重傷を負った。

事故は、バスが信号待ちから青信号に変わり発車したところ、当該乗客が降車準備のため、直前に立ち上がったことにより転倒した模様。

（2）乗合バスの正面衝突事故

7月18日（土）午後0時30分頃、福島県の国道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客1名を乗せて運行中、軽自動車と正面衝突し軽自動車の運転者が死亡した。（バスの乗客及び運転者に怪我はなかった。）

事故は、バスが、対向の軽自動車がセンターラインを越えてきたが避けることができず、衝突した模様。

（3）乗合バスの火災事故

7月22日（水）午後3時36分頃、東京都の国道において、都内に営業所を置く乗合バスが回送中、火災が発生した。

この事故による負傷者はない。

事故は、バスが営業運行に向け回送中、上り坂において、アクセルを踏んでも速度が上がらない状態となったため、運行を中止し代替車を手配した。車両を交換後、当該バスを営業所へ向け回送していたところ、エンジンルーム内のマフラー付近から出火し火災となった模様。

（4）個人タクシーの死傷事故

7月17日（金）午前2時40分頃、東京都の都道交差点において、都内に営業所を置く個人タクシーが乗客2名を乗せて運行中、赤信号で横断中の歩行者1名をはね、死亡させた。

なお、乗客に怪我はなかった模様。

（5）法人タクシーの死傷事故

7月19日（日）午前1時10分頃、兵庫県の県道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、歩行者1名をはね、死亡させた。

事故は、タクシーが、歩道橋がある交差点手前の車道を横断していた歩行者に気付くのが遅れ、ブレーキを踏んだが間に合わず歩行者をはねたもの。

なお、運転者は警察に拘束された模様。

（6）法人タクシーの健康起因事故

7月21日（火）午前7時15分頃、長崎県の駐車場において、同県に営業所を

置く法人タクシーが空車で運行中、健康状態に起因する事故が発生した。
タクシーの車内で発見された運転者は意識がなく、病院に搬送されたが死亡した。
この事故は、他の車両との衝突等はないが、タクシーは出庫後行方不明となり、
警察による捜索により発見された模様。

(7) セミトレーラの酒気帯び運転事故

7月19日(日)午前7時10分頃、滋賀県の県道において、福井県に営業所を
置くセミトレーラが運行中、横断歩道の標識を倒す物損事故が発生した。
この事故による負傷者はない。
警察によると、通報により車両を発見したが、運転者から基準値を超えるアルコ
ールが検知されたため、逮捕された模様。



【2. バス輸送（特に高速乗合バス）の安全対策の徹底について】

国土交通省では、バス輸送の安全対策については、従来から機会あるごとに注意
喚起を図ってきたところでありますが、平成27年7月14日、東名阪自動車道
において高速乗合バスとダンプカーが衝突転落し、重傷者を出すという重大事故
が発生したことは誠に遺憾であります。

今回の事故については現在その原因を究明中ではありますが、夏の多客期に向け
て、バス輸送の安全確保に万全を期すべく、バスの運送事業関係者におかれまし
ては、改めて安全対策の徹底を図るよう周知方お願いします。
なお、徹底にあたっては特に下記により実施されますようお願いいたします。

記

1. 運行にあたっては、道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保
を最優先するよう乗務員に徹底を図ること。
2. 高速道路を運行する際には、乗客の安全を確保するため、乗客に対しシート
ベルト着用の励行を図ること。
3. 高速乗合バスの管理の受委託による運行の場合については、委託、受託事業
者の双方とも安全の管理について再度確認を行い、輸送の安全に万全を期すこ
と。

上記の内容は、平成27年7月14日付け、国自安第35号、国自旅第84号に
より、公益社団法人日本バス協会に対し、事故防止通達として発出しています。
バスの運送事業関係者におかれましては、周知をお願い致します。



【3.「事業用自動車事故調査報告書」で提言のあった再発防止策への取り組みについて】

先般、事業用自動車事故調査委員会から、トラックに係る事故の調査報告書が提出され、公表したところです。

今後、同種の事故を未然に防止するため、同報告書において提言のあった再発防止策について、運送事業者等の関係者において積極的に取り組まれますよう、6月19日付けで、「事業用自動車事故調査報告書の事故の再発防止策に対する取り組みについて」を通達し、公益社団法人全日本トラック協会を通じ、トラック業界関係者への周知をお願いしたところです。

事業者の運行管理に係る対策として提言のあった主な再発防止策は、次のとおりです。

○運行管理に係る法令遵守の徹底

- ・事業者は、運転者の運行実態を把握し、改善基準告示の遵守を徹底する必要がある。
- ・運行管理者は、点呼において、業務に必要な指示伝達事項だけでなく、運転者の休憩地点及び休憩時間に関し適切に指示するなど安全な運行に必要な運行指示をして、指示事項を運転者に遵守させる必要がある。
- ・事業者は、運転者に対し適性診断を受診させるだけでなく、診断結果を確認し、問題点がみられる運転者に対しては個別に指導を行う必要がある。

○運転者教育の充実

- ・事業者は、運転者に対して改善基準告示の遵守、シートベルト装着の徹底、危険予知訓練やヒヤリハット体験を活用した実践的教育に積極的に取り組む必要がある。
- ・事故には事業者による運転者に対する指導・監督が大きく関与しているものと考えられることから、事業者は日頃から運転者に対して「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（告示）に基づく指導を行うとともに、通常と異なる事態に直面したときの対応等について、参加型の教育等によって運転者等が主体的に議論するような場を設ける等、運転者の安全に対する意識の向上と、知識の取得を進める必要がある。

○運転者の安全運転意識の向上

- ・運転者は、疲労蓄積が運転に及ぼす危険性を認識し、十分な休息をとり運転中に疲労を感じたときには早期に休憩する必要がある。 等

運送事業者等の関係者の方々におかれましては、この再発防止対策を参考として、より一層安全性の高い運行管理業務に取り組まれますようお願い致します。

詳細は以下の自動車局HPに掲載されておりますので、ご覧下さい。

する定期交換部品を含む点検及び整備に関する技術上の情報等を参考として、自動車の使用の状況、自動車の構造・装置に応じた所要の点検及び整備を行う義務があります。

今般、4月16日付けで日本トレクス株式会社より同社製大型トレーラの制動装置（スプリングチャンバ）に係る改善対策届出（平成27年改善対策届出番号470）がなされたところですが、本届出の背景には、当該トレーラの多くの使用者が、定期交換部品であるスプリングチャンバについて交換期限を超えて使用していたため、ブレーキ系統のエア漏れによって駐車ブレーキが作動しブレーキの引き摺りを生じたことが原因の車両火災事故が、過去5年間で57件発生していたことがあります。

このように定期交換部品を自動車製作者等が定めた期間を超えて使用することは、重大な事故に繋がるおそれがあることから、貴会傘下会員に対して上記大型トレーラのブレーキチャンバをはじめ、定期交換部品の推奨期間毎の交換の必要性和確実な保守管理の実施について周知徹底願います。



【9. ブレーキ・ペダルの戻り不良による火災事故にご注意を！】

運転席の足下に水分・融雪剤等を含んだ泥や砂などを放置すると、ブレーキ・ペダルのシャフト部に錆が発生し、ペダルの戻り不良のためブレーキが引き摺りを起こして摩擦熱から過熱し、火災に至ることがあります。

http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rci/carsafety_sub/carsafety028.htm
|



【10. ホイール・ベアリングの点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう】

国土交通省では、社会的な影響が大きい重大事故や整備不良に起因する事故について、保守管理の観点から発生防止の対策を検討するため、「使用過程車の保守管理に関する調査分析検討会」を開催し、その検討結果に基づきユーザーへの情報提供の充実・強化に取り組んでいるところです。

整備不良が原因となった車両火災の中で、車輪・車軸に関するものが約1割と多いことから、これに着目して調査分析したところ、ホイール・ベアリングの点検整備を怠ると回転部位の潤滑剤であるグリスの劣化や漏れによる潤滑不良が発生し、走行性能等に影響が生じることが確認されました。

このため、特に定期的にホイール・ベアリングの点検整備を行っていないユーザーに対し、注意喚起することとしました。

詳細は以下の自動車局HPに掲載されておりますので、ご覧下さい。

発行 国土交通省自動車局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html> ）

【参考】

* 自動車局ホームページ

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> ）

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付 （ www.mlit.go.jp/RJ/ ）

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

（平日9:30～12:00 13:00～17:30）

・ 自動音声受付 03-3580-4434（年中無休・24時間）

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

